

介護予防・日常生活支援総合事業のご案内

■問合せ=いきいき高齢課☎(20)3021

介護予防・日常生活支援総合事業のサービスは、要支援1・2の方と、
基本チェックリスト（日常生活や心身の状態を確認する25項目の質問）
で「事業対象者」と判定された方が利用できます。



【事業対象者の総合事業利用の流れ】

①基本チェックリストの実施

いきいき高齢課（市役所1階）、田沼・葛生の各行政センターで実施しています。また、外出が難しい方は地域包括支援センターの職員が訪問して行うこともできます。

「事業対象者」の申請は65歳以上の方が該当となるため、介護保険被保険者証（ピンク色）をお持ちください。

基本チェックリスト（25項目）に回答していただき、該当になった方は、総合事業利用申請ができます。

②総合事業の決定通知

総合事業決定通知書と介護保険被保険者証をお送りします。

事業対象者は、訪問型・通所型サービスを利用することができます。

③介護予防ケアマネジメントの実施

お住まいの地域の担当の地域包括支援センターに連絡をして、現在困っていることや、希望するサービスについて相談します。利用者の状況に合わせたプランを作成します。プランに沿ってサービスを利用します。

※認定結果が届いた要支援1・2の方も同様です

【要支援1・2と認定された方、事業対象者の方の訪問型・通所型サービスの利用】

総合事業のサービスを利用する場合、まずは担当の地域包括支援センターにご相談ください。

さの社協	☎(22)8129	佐野・犬伏地域
佐野市医師会	☎(20)2011	植野・界・吾妻地域
佐野厚生	☎(27)0100	堀米・旗川・赤見地域
佐野市民病院	☎(62)8281	田沼・田沼南部・柄本・田沼北部・戸奈良・三好・野上・新合・飛駒地域
くずう	☎(84)3111	葛生・常盤・氷室地域

【通いの場（通所型サービスB）の実施団体募集】

町会の会所などをを利用して、おおむね65歳以上の方を対象とした気軽に立ち寄れる通いの場を住民主体の団体により運営するものです。

ハツラツ元気体操、レクリエーション、お茶飲みなど、皆さんで考えながら、週1回以上、さまざまな行事を実施していきます。

通いの場（通所型サービスB）は、介護予防を主な目的とした委託事業です。開設にご興味のある町会などはご相談ください。



介護保険制度のご案内

■問合せ=介護保険課☎(20)3022

在宅で介護サービスが必要なときや介護施設に入所したいときなど、介護保険を利用するには「介護認定」の手続きが必要です。

【介護認定の流れ】

①介護認定の申請…介護保険課(1階)、田沼・葛生の各行政センターで受け付けます。

65歳以上の方は介護保険被保険者証(ピンク色・三つ折)、40歳以上65歳未満の方は医療保険被保険者証をお持ちください。

※65歳以上の方で介護保険証が見つからない場合は、届出者の身分証明書および印かん、紛失者の印かんをお持ちください

※お体の状態や希望するサービスによっては、総合事業(10ページ)の対象となります

②要介護・要支援の認定…申請受付後、調査員による訪問調査を行い、主治医が作成する意見書と合わせて介護認定審査会で判定を行います。

③認定結果の通知…認定結果通知書と介護保険被保険者証をお送りします。認定は「要介護1～5」「要支援1・2」「非該当」に区分されます。認定に応じて、利用できるサービスが異なりますので、ご確認ください。

【サービスの利用】

在宅で介護サービスを利用したい場合は、要介護1～5の方はケアマネジャーに、要支援1・2の方は地域包括支援センターにご相談ください。※施設入所を希望の方は、施設へ直接お問い合わせください

【介護保険サービスは1～3割の自己負担で利用できます】

要介護ごとに1カ月に1～3割負担で利用できる金額に上限(支給限度額)が設けられています(下表参照)。限度額を超えてサービスを利用した分は全額自己負担になります。

【サービスの支給限度額(1カ月)のめやす】(2019年3月1日現在)

要介護度	支給限度額	自己負担(1割)	自己負担(2割)	自己負担(3割)
要支援1	5万30円	5,003円	1万6円	1万5,009円
要支援2	10万4,730円	1万437円	2万946円	3万1,419円
要介護1	16万6,920円	1万6,692円	3万3,384円	5万76円
要介護2	19万6,160円	1万9,616円	3万9,232円	5万8,848円
要介護3	26万9,310円	2万6,931円	5万3,862円	8万793円
要介護4	30万8,060円	3万806円	6万1,612円	9万2,418円
要介護5	36万650円	3万6,065円	7万2,130円	10万8,195円

※施設に入所して利用するサービスは、上記の限度額に含まれません

※特定福祉用具購入(特定介護予防福祉用具購入)、居宅介護住宅改修(介護予防住宅改修)、居宅療養管理指導(介護予防居宅療養管理指導)のサービスは、上記の限度額とは別に支給限度額が設定されています

【介護保険料をきちんと納めましょう】

介護保険料は介護保険制度の貴重な財源ですので、納期限までにきちんと納めましょう。

介護保険料は年金天引き(特別徴収)が原則ですが、本年度65歳になった方や年金支給額(年額)が18万円未満の方、あるいは天引きが一時期止まってしまった場合などは、納付書による納付(普通徴収)となります。ご自宅に納付通知書が届きましたら、忘れずに納付しましょう。

○保険料を納めないと…特別な事情がなく保険料を滞納していると、未納期間に応じて、サービス利用時の支払い方法の変更、保険給付の一時差し止め、利用者負担が引き上げられる措置がとられます。

保険料は必ず納めてください。納付が困難な方は、お早めにご相談ください。

○正しい介護保険料の算定をするために…収入がない方や課税対象とならない遺族年金・障害年金だけの方も、所得の申告が必要です。

